

令和2年1月29日

北薩広域行政事務組合  
理事長 椎木 伸一 様

ごみ処理施設等使用料見直し検討委員会

ごみ処理施設等の使用料見直しに関する検討結果（報告）

本委員会は、貴組合が計画するごみ処理施設等の使用料見直しに関する必要な事項を検討するために設置されました。

本委員会は令和元年10月7日に第1回を開催して以降、計3回の委員会を開催し、住民、事業者の方々の負担感や一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果、周辺自治体との料金バランス、新焼却施設等を考慮した上で、ごみ処理の現状や課題及び料金体制等について慎重に審議、検討を行いました。

その結果を取りまとめましたので、別添のとおり報告します。

以上

## 【別 添】

### (1) はじめに

現在の北薩広域行政事務組合は、昭和43年に北薩衛生処理組合を前身として、昭和58年に北薩衛生処理組合、北薩広域行政推進協議会及び北薩隔離病舎組合を整理統合により設立されました。

前回のごみ処理施設等使用料見直し検討委員会では、18年ぶりの施設使用料の改定の提案を行い、現在の施設使用料に至ります。

今回の施設使用料の見直しは、令和3年度稼働予定の新焼却処理施設に見合った施設使用料にすることから、前回同様、搬入状況、施設の維持管理費、処理原価、周辺自治体使用料等の現状、住民生活への影響及び新焼却処理施設を考慮して、慎重に検討を行いました。

#### 【施設使用料改定の経緯】

|       |    |  |
|-------|----|--|
| 昭和47年 | 8月 | <u>1トンにつき500円（1トン満たないときは、1トンとする。）</u>  |
| 昭和58年 | 4月 | 北薩広域行政事務組合設立。  |
| 平成4年  | 7月 | ごみ焼却処理施設完成（60t/16h 2炉）。  |
| 平成9年  | 2月 | し尿処理施設完成（121kl/日）  |
| 平成11年 | 4月 | <u>料金体系の改定。</u><br>(500キログラムまでは500円とし、500キログラムを超える場合は、500キログラム（500キログラム満たないときは、500キログラム とする。）を超える毎に1,000円を加算した額)           |
| 平成20年 | 4月 | リサイクルセンター稼働に伴い、「 <u>資源ごみ</u> 」が無料になる。  |
| 平成26年 | 4月 | <u>消費税改定に伴い使用料が変更になる。</u><br>(500キログラムまでは510円とし、500キログラムを超える場合は、500キログラム（500キログラム満たないときは、500キログラム とする。）を超える毎に1,020円を加算した額) |
| 平成29年 | 4月 | <u>料金体系の改定。</u><br>(100キログラムにつき300円（税別、10円未満切捨）とし、100キログラムに満たないときは100キログラムとする。)  |

【使用料改定の基本的な考え方】

| 1 排出抑制や再生利用の促進               | 2 公平性の確保         | 3 周辺自治体とのバランス       |
|------------------------------|------------------|---------------------|
| ・使用料負担を軽減しようとする動機づけ          | ・搬出量に応じた費用負担の公平化 | ・周辺自治体の施設使用料との均衡を考慮 |
| ・最終処分場の延命化<br>・新焼却施設に見合った使用料 | ・事業者：自己負担責任による処理 | ・構成市町外のごみ搬入、流入の防止   |



- |                                 |
|---------------------------------|
| <input type="radio"/> 循環型社会の形成  |
| <input type="radio"/> ごみ適正処理・減量 |
| <input type="radio"/> 環境負荷の軽減   |

(2) 可燃ごみ・不燃ごみの料金体制について

可燃ごみ・不燃ごみの料金体制については、第1案 生活系・事業系60円/10kg（支持8人）、第2案 生活系300円/100kg 事業系60円/10kg（支持2人）、第3案 生活系300円/100kg 事業系600円/100kg（支持1人）、のいずれかの改定額が相応しいと判断する。

- ・ 料金については、全会一致が望ましいところであるが、地域の実情等を踏まえ、各委員の意見を調整して支持多数順に、3つの候補を挙げることを確認しました。
- ・ 料金区分では、現在の100kg 単位毎の6案と、新焼却施設の最小計量単位10kg 毎の6案から委員全員の意見等を確認することとしました。
- ・ 料金体制の第1案としては、排出目標に対し排出量の現状、周辺市町の施設使用料及び生活事業系のごみ区分を鑑み、生活系事業系同じ料金体系とし、1トン当たり6,000円に増額するが、使用料の変化は受益者への負担が大きいことから、料金区分は現在よりも少額持込について負担減の側面も考慮し、60円/10kgが適当であるとししました。
- ・ 料金体制の第2案としては、生活系においては、現在の排出量の現状及び周辺市町の施設使用料からこれまでどおり料金区分の300円/100kgとし、事業系については排出量の目標に対し排出量の現状及び周辺市町の施設使用料を鑑み1トン当たり6,000円に増額するが、使用料の変化は受益者への負担が大きいことから、料金区分は現在よりも少

量持込について負担減の側面も考慮し、60円/10kgが適当であるとししました。

- ・ 料金体制の第3案としては、生活系においては、現在の排出量の現状及び周辺市町の施設使用料からこれまでどおり料金区分の300円/10kgとし、事業系については排出量の目標に対し排出量の現状及び周辺市町の施設使用料を鑑み1トン当たり6,000円に増額とし、料金区分の600円/100kgが適当であるとししました。

### (3) 消費税の取り扱いについて

消費税の取り扱いについては、「外税」が相応しいと判断する。

- ・ 施設使用料については、前回同様、課税対象であることを確認しました。
- ・ 消費税は、消費税改定時に転嫁が必要であることから、前回同様、「外税」での取り決めが適当であると判断しました。

### (4) 資源ごみの施設使用料について

資源ごみの施設使用料は、現行どおり「無料」が相応しいと判断する。

- ・ 資源ごみの施設使用料は、周辺自治体との比較等において有料の自治体も見られるが、ごみの発生抑制及び再使用の促進、適正な資源化の推進等の3Rの推進の観点から、前回同様、無料が適当であると判断しました。

### (5) し尿処理施設の施設使用料について

し尿処理場は、「現行使用料を据え置く」ことが、相応しいと判断する。

- ・ し尿処理施設の施設使用料は、周辺自治体との比較等を行ったが、これまで家庭（個人）及び事業所によるし尿等の直接搬入、使用料の徴収の実績がないことから、前回同様、「現行使用料を据え置く」ことが適当であると判断しました。

## (6) 使用料改定の期間設定について

現行の使用料が適正か否かの検証・見直しを、原則、5年ごとに行うことが望ましいと確認した。

ただし、急激な社会情勢の変化等により、早急な見直しが必要なときは、この限りではない。

- 期間設定は、前回同様に、急激な変化は住民、事業者の方々の負担感が増すことから、概ね5年ごとの検証・見直しが適当であると確認しました。
- 「社会情勢の変化等により見直しが必要と認められる場合は、この限りではない。」と2～3年でも料金改定ができるように但し書きを入れることを確認しました。